

表 D1-4-8 職員採用試験 (第1回) に係る適性検査委託

契約名	平成 30 年度職員採用試験 (第1回) に係る適性検査委託 (単師契約)
予定価格	375,840 円
契約金額	375,840 円
落札率	100.0%

- 特定契約理由
- 特定契約の概要
平成 30 年度職員採用試験 (第1回) において「適性検査」を実施し、能力と性格の2領域から受験者の資質を総合的に把握する。
 - 特定契約の条件
当財団の採用試験について熟知し、試験結果等の報告を迅速に行うこと。
また、過去の適性検査と同等の基準で判定できること。
 - 特定理由
上記事業者は、平成 24 年度職員採用試験から、当財団の職員採用試験一次試験の適性検査委託を継続的に受託している。
財団職員採用を実施する際には、単年度内の受験者の資質を同等に判定するだけでなく、過去の受験者も含めた判定基準を用いることが適当である。
そのため、過去の試験と同等の基準で判定できるのは、当該業者以外にはないことから、本件契約の相手方として特定する。

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

表 D1-4-9 職員採用試験 (第2回) に係る適性検査委託

契約名	平成 30 年度職員採用試験 (第2回) に係る適性検査委託 (単師契約)
予定価格	518,400 円
契約金額	518,400 円
落札率	100.0%

特定契約理由

- 特定契約の概要
平成 30 年度職員採用試験 (第2回) において「適性検査」を実施し、能力と性格の2領域から受験者の資質を総合的に把握する。
- 特定契約の条件
当財団の採用試験について熟知し、試験結果等の報告を迅速に行うこと。
また、過去の適性検査と同等の基準で判定できること。
- 特定理由
上記事業者は、今年度実施している当財団の職員採用試験一次試験の適性検査委託を継続的に受託しており、過去の受験生との試験判断基準の公平性を確保する観点から本件契約の相手方として特定する。

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

表 D1-4-8 及び表 D1-4-9 の職員採用試験に係る適性検査委託については、契約相手方が同一であり、過年度から引き続き同一の業者と契約を締結している。契約内容は、職員の採用試験における適性検査の判定であり、福祉保健財団では、同年度内の試験、過年度の試験どちらとも比較においても、同一の基準で判定することが適切であるとして、平成 24 年度の職員採用試験から平成 29 年度の契約まで、同じ業者と契約を締結している。試験の判定基準について、福祉保健財団が基準を示すことにより、他業者でも判定が可能とならないかという点から、他業者においても判定できるような一定の基準等が設けられているかを監査人が福祉保健財団に質問したところ、以下のような回答が得られた。

【福祉保健財団の回答】

- ・適性検査について、当財団において何らかの判定基準を独自にもっているものではありません。
- ・しかし、適性検査の実施業者は多くありますが、教養問題の得点の偏差値化や性格検査の基準は各業者独自で行われているものであり、同等の基準で検査結果を比較するに当たっては公平性の観点から同一業者が望ましいと考え、特定契約により処理しています。

福祉保健財団は、人材の質を均質化する目的で、同一の基準による判定を重視し、同じ契約相手先との契約を締結している。試験の判定基準については、契約相手先業者の判定基準に任されているため、福祉保健財団では判定ができないこととなっている。しかしながら、判定基準が同一かどうかを確認するためにも、福祉保健財団で判定基準を確認する必要があり、判定基準が確認できるのであれば、判定基準を示した上で、他業者へ同様の基準でもって判定するよう委託することも可能ではないかと考えられる。本契約は、職員採用試験開始当初から、契約相手先を同一とすることで判定基準を統一しているが、判定基準の画一化を図る意味でも、福祉保健財団にて一定の基準を持つことが必要であると考えられる。

(指摘 3-4) 職員採用試験に係る適性検査委託における特定契約の妥当性について

本契約では、職員採用試験に係る判定を同水準とするために、当初契約から平成 29 年度契約まで、同一の業者と契約を締結している。これについては、一定の判定基準を福祉保健財団自体で設けることにより、他業者への委託が可能となる可能性がある。福祉保健財団は、契約方法について、委託内容を吟味した上で適切な方法を選択し、契約における公平性・公正性を担保できる仕組みを構築されたい。

5. とうきょう福祉ナビゲーションの活用について

(1) とうきょう福祉ナビゲーションの概要について

福祉保健財団が実施する事業に、福祉情報総合ネットワーク事業がある。この事業は、都民が、福祉サービスを安心して主体的に利用できるように、様々な福祉に関する情報を提供することを目的としている。とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）は、その事業において、都民が福祉サービスを利用する際に必要となる様々な情報を提供するための福祉のポータルサイトである。福ナビの利用者は、福祉サービスの利用者となりうる子供、高齢者、障害者、その家族のほか、介護支援専門員などの福祉サービス従事者等が想定されている。

福ナビでは、子供、高齢者、障害者などに対して、様々な福祉サービスを提供している福祉施設や事業所を掲載するとともに、各種の相談窓口情報、苦情対応情報、福祉用具情報、福祉サービス第三者評価情報などの福祉に関する情報を提供している。また、高齢者、子供、障害者に限らず、妊娠・出産、ひとり親・女性、生活に困ったときの分野を対象にした福祉情報を提供している。福ナビを含む福祉情報総合ネットワーク事業は、福祉保健財団も一定の予算を確保している。

表 D1-5-1 福祉情報総合ネットワーク事業の決算額

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉情報総合ネットワーク事業	63,353	48,744	47,362

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

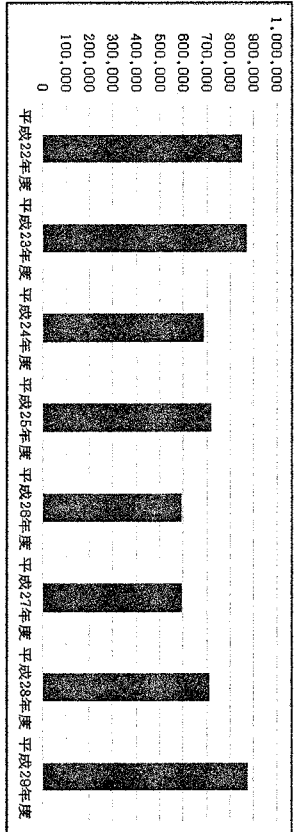
(単位：千円)

福ナビは、インターネット上で散らばっている福祉サービス情報を、ワンストップで得ることができるサイトとなっている。それでは、福ナビが実際にどの程度利用されているかという観点から、監査人は福ナビの利用状況の確認を行った。

(2) 福ナビの利用状況について

グラフ D1-5-1 は、平成 22 年度から平成 29 年度までの、福ナビトップページのアクセス数の推移である。福ナビのアクセス数は、平成 23 年度から平成 26 年度までは減少しているものの、平成 29 年度にはアクセス数が回復している。

グラフ D1-5-1 福ナビトップページアクセス数推移（平成 22 年度～平成 29 年度）



そこで、具体的にどのコンテンツのアクセス数が伸びているかどうかの確認を行うために、直近 3 か年のコンテンツ別のアクセス数を集計したが、表 D1-5-2、グラフ D1-5-2 である。これを見ると、トップページのアクセス数は回復しているが、トップページより下の各コンテンツのアクセス総数は、大半が減少若しくは横ばいとなっている。そのため、トップページのアクセス数の増加が、各コンテンツの利用の増加につながっているとは判断し難い。

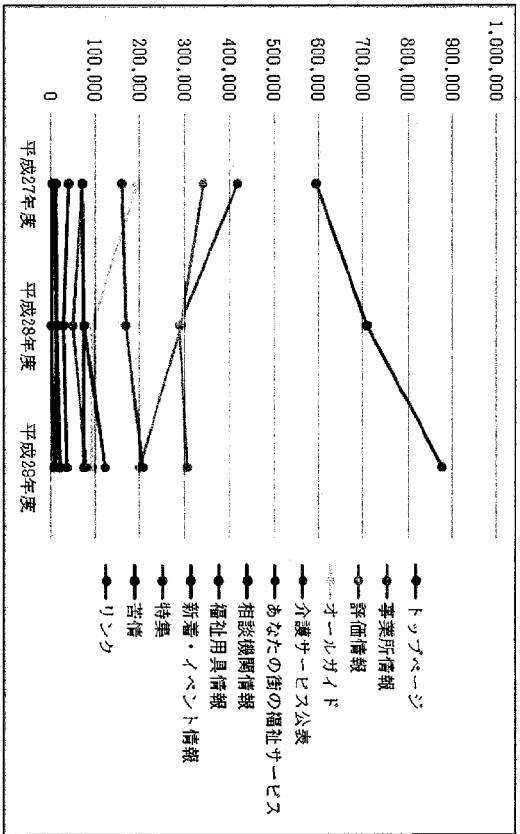
表 D1-5-2 福ナビアクセス数の内訳（平成 27 年度～平成 29 年度）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
トップページ	594,835	709,553	876,968
事業所情報	419,411	289,488	306,315
評価情報	342,586	292,929	201,204
オールサイト	194,943	94,587	91,575
介護サービス公表	160,317	169,483	207,110
あなたの街の福祉サービス	72,529	50,225	80,951
相談機関情報	72,651	75,193	122,338
福祉用具情報	71,492	75,153	74,889
新着・イベント情報	6,836	13,311	13,115
特集	39,706	28,989	37,634
苦情	12,486	14,550	22,957
リンク	3,001	2,367	6,647
トップページ以外の各コンテンツ合計	1,395,958	1,106,275	1,164,735

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

(単位：件)

グラフ D1-5-2 福ナビアクセス数の内訳 (平成 27 年度～平成 29 年度)



(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

(3) 継続的改善活動の実施状況について

福祉保健財団に対して、福ナビのアクセス数についての福祉保健財団としての分析、数値目標があるかについて確認したところ、以下の回答を得た。

【福祉保健財団の回答】

・平成 28 年度、平成 29 年度のトップページアクセス件数増加については、平成 27 年 10 月に実施した、トップページリニューアルの効果が表れたと考えられています。しかし、アクセス数の詳細な分析については、実施していません。

・掲載事業所数については、各年度事業計画に目標を設定しており、それ以外の数値目標は設定していないが、より多くの方に利用してもらおうと考えていかなければならぬことは認識しています。

ホームページの利便性向上とアクセス数は関連性が高いと考えられることから、数値目標を設定し、詳細な分析を行うといった改善活動が必要であると考えられる。

(意見 3-4) とうきょう福祉ナビゲーションの利便性向上に向けた継続的改善活動について

とうきょう福祉ナビゲーション (以下、「福ナビ」という。) では、子供、高齢者、障害者などに対して、様々な福祉サービスを提供している福祉施設や事業所を掲載するとともに、各種の相談窓口情報、苦情対応情報、福祉用具情報、福祉サービス第三者評価情報などの福祉に関する情報を提供している。また、高齢者、子供、障害者に限らず、妊娠・出産、ひとり親・女性、生活に困ったときの分野を対象とした福祉情報を提供している。

福ナビの利用状況は、平成 29 年度のトップページアクセス数は増加傾向にあるものの、ホームページの各コンテンツページのアクセス数は、大半が減少若しくは横ばいとなっている。そのため、トップページのアクセス数の増加が、各コンテンツの利用の増加につながっているとは判断し難い。ホームページの利便性向上とアクセス数は関連性が高いと考えられることから、福祉保健財団は、ホームページの運用上、アクセス数を解析して増減の原因分析を行う、利用者からのアンケートをより一層活用する等、福ナビの利便性向上を図るための継続的改善活動を行っていくことが望ましいと考える。

6. 固定資産の管理について

監査人が、固定資産管理の適切性を検討するために、福祉保健財団の固定資産実査の実施状況について確認した。
その結果、福祉保健財団では、固定資産管理者による固定資産実査は実施されていないと確認をした。

なお、毎年度固定資産確認を行っているが、結果の報告は文書化されておらず、固定資産管理責任者へ口頭報告のみが行われている。

福祉保健財団では、財務規程第35条第2項において「固定資産管理者は、毎年度末又は随時に固定資産の現状について調査を行い、固定資産台帳と照合しなければならない。」と規定されている。

表 D1-6-1 財務規程（固定資産管理）

公益財団法人東京都福祉保健財団財務規程
第4章 固定資産管理

（固定資産の範囲）

第33条 この規程において、「固定資産」とは、次のものをいう。

- (1) 基本財産 公益財団法人東京都福祉保健財団定款（以下、「定款」という。）第5条第2項の規定に基づき、基本財産と定められた資産
- (2) 特定資産 特定の目的を持って保有する土地、建物、立木、構築物、車両運搬具、耐用年数1年以上で取得価格20万円以上の備品、有価証券、保証金、長期貸付金、積立預金、電話加入権、特許権及びこれらに準ずる権利
- (3) その他の固定資産 土地、建物、立木、構築物、車両運搬具、耐用年数1年以上で取得価格20万円以上の備品、有価証券、保証金、長期貸付金、積立預金、電話加入権、特許権及びこれらに準ずる権利であって、特定資産以外のもの

（固定資産の管理及び保管責任者）

- 第34条 財団に固定資産管理責任者を置く。
- 2 固定資産管理責任者は、事務局長とする。
 - 3 前項に定めるもののほか、固定資産の管理に対する事務を取り扱わせるため、固定資産管理者を置くことができる。

（固定資産管理の帳簿）

第35条 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について記録を行うとともに、その異動のあったつど補正しなければならない。

2 固定資産管理者は、毎年度末又は随時に固定資産の現状について調査を行い、固定資産台帳と照合しなければならない。

（固定資産の取得）

第36条 固定資産の取得は、理事長の承認を得て行うものとする。

2 固定資産の取得に当たっては、原則として契約書を取り交すものとする。

（固定資産の評価）

第37条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 工事又は製作によって取得した固定資産については、工事又は製作に要した直接費と間接費の合計額
- (3) 無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる以外の方法により取得した固定資産については、適正な見積価額

（減価償却）

第38条 固定資産の減価償却については、定額法により、毎事業年度末において、減価償却を行わなければならない。

- 2 減価償却の記帳整理の方法は直接法によるものとする。
- 3 減価償却は、固定資産に振り替えた日の属する事業年度から開始するものとする。
- 4 減価償却の耐用年数等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによる。

（固定資産の処分）

第39条 固定資産の廃棄、売却など処分に当たっては、理事長の承認を受けなければならない。

（財務規程より抜粋）

固定資産の現状についての調査、固定資産台帳との照合は行っているものの、口頭報告のみとなっており、資産管理の観点で不適切であるため、規程に準拠した資産管理を実施することが必要である。

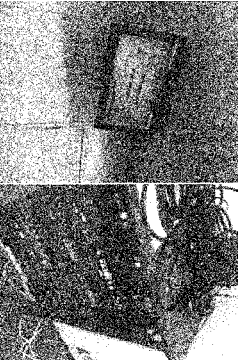

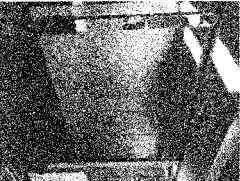
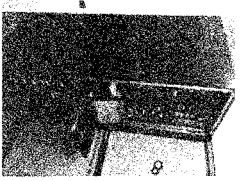
次に、監査人は、固定資産台帳から任意でサンプルを抽出し、福祉保健財団への現場往査時に固定資産実査を行った。

表 D1-6-2 資産管理シールの貼付が行われていない案件

No.	資産名称	取得年月日	数量 (個)	取得価額 (円)
1	多目的室 AV 機器一式	平成 28 年 3 月 31 日	1	19,744,128
2	トイレ設備一式	平成 28 年 3 月 31 日	1	11,640,110
3	19 階自動ドア一式	平成 28 年 3 月 31 日	1	10,279,224
4	セキュリティ対策システム	平成 22 年 3 月 31 日	1	1,043,700

(福祉保健財団作成資料より監査人が作成)

写真 D1-6-1 現状の管理状況

No.	管理状況	No.	管理状況
1		2	
3		4	

(平成 30 年 9 月 10 日に監査人撮影)

実査の結果、実査を行った 4 つのサンプル全てにおいて、資産管理シールの貼付が行われていなかった。一方で、資産管理シールが貼付されている資産もあった。

財務規程上、資産管理シールの貼付についても明記されていない。そのため、資産管理シールの貼付に係る運用が統一されていない状態となっている。固定資産台帳に記載のある資産について、現物を網羅的に把握できる仕組みを整備

していないことは、資産管理の観点から不適切である。資産管理シールを貼付することにより、固定資産実査の際に現物を適切に特定することができる。そのため、固定資産台帳と資産管理シールの貼付を一体管理することにより、福祉保健財団の財産保全、固定資産の適切な管理につながるという利点がある。

資産管理シールを貼付できないといった場合も考えられる。資産管理シールを貼付できない場合は、対象の固定資産について写真を撮っておき、固定資産台帳とともに管理するなどして、照合ができるような体制を構築することが、資産管理の観点から望ましいと考えられる。

次に、監査人が現物確認をした資産を対象に、固定資産台帳登録情報の十分性について確認をした。その結果、固定資産台帳に記載されるべき情報が不足している事項が発見された。

多目的室 AV 機器一式は、モニター、オーディオプレーヤー、スクリーン等は、複数の資産から構成されているが、固定資産台帳においては、「多目的室 AV 機器一式」とだけ記載があるのみで、それを構成する機器についての記載がない。

19 階自動ドア一式は、フロアの別々の 2 か所の出入口に設置されているものである。固定資産台帳においては、「19 階自動ドア一式」と記載があるのみで、2 か所に設置されていることについての記載がない。

複数の資産から構成されている資産について、当該情報を記載しないため、一式資産を構成する個々の資産が除却された際に、撤去工事内容に対応する固定資産台帳上の把握が難しくなり、会計上の除却処理の網羅性が確保されない可能性がある。例えば、19 階自動ドア一式のうち 1 か所のドアのみが撤去工事された場合に、自動ドアは 2 か所あるため、1 か所分を固定資産台帳上除却処理し、残りの 1 か所分を固定資産台帳に残す必要があるにもかかわらず、誤って 2 か所分を固定資産台帳から除却処理をするおそれがある。

福祉保健財団には、財務規程のほかに固定資産管理に係る規程が整備されていないため、固定資産実査の方法、対象、頻度、報告体制の明確化、資産管理シールの貼付の運用、固定資産台帳の記載事項の明示等の資産管理の具体化、精緻化を目的にして、実務担当者の業務指針となるよう、管理マニュアルを作

成することが適切と考える。

(指摘3-5) 固定資産実査の文書化及び資産管理シールについて
財務規程上、固定資産管理担当者は、毎年度末又は随時に固定資産の現状について調査を行い、固定資産台帳と照合をしなければならず規定をしているが、実施をしていない。

固定資産の現状についての調査、固定資産台帳との照合をしないことは、資産管理の観点で不適切であるため、福祉保健財団は、規程に準拠した資産管理を実施されたい。

また、福祉保健財団は、資産管理シールを固定資産の現物に貼付することを徹底していない。財務規程上、資産管理シールの貼付についても明記されていない。そのため、資産管理シールの貼付に係る運用が統一されていない状態となっている。固定資産台帳に記載のある資産について、現物特定を網羅的に把握できる仕組みを整備していないことは、資産管理の観点から不適切である。

資産管理シールを貼付することで、現物を特定できるため、定期的な固定資産実査と一体で運用をすることで、福祉保健財団の財産保全、固定資産の適切な管理につながる利点がある。資産管理シールを貼付できない場合は、対象の固定資産について写真を撮っておき、固定資産台帳とともに管理するなどして、照合ができるような体制を構築することが資産管理の観点から望ましいと考えられる。

福祉保健財団においては、財務規程のほかに固定資産管理に係る規程が整備されていないため、福祉保健財団は、固定資産実査の方法、対象、頻度、報告体制の明確化、資産管理シールの貼付の運用等の資産管理の具体化、精緻化を目的にして、実務担当者の業務指針となるよう、管理マニュアルを作成されたい。

(指摘3-6) 固定資産台帳登録情報の充分性について

複数の資産から構成される固定資産が、固定資産台帳上一式で登録され、構成している複数の資産についての記載がされていない。

複数の資産から構成されている資産について、当該情報を記載しないため、一式資産を構成する個々の資産が除却された際に、撤去工事内容に対応する固定資産台帳上の把握が難しくなり、会計上の除却処理の網羅性が確保されたい。おそれがある。

福祉保健財団は、固定資産台帳上、複数の資産から構成されている資産について、将来の除却処理の網羅性を担保できるように、十分な情報を記載されたい。

また、福祉保健財団においては、財務規程のほかに固定資産管理に係る規程が整備されていないため、福祉保健財団は、固定資産台帳の記載事項の明示等の資産管理の具体化、精緻化を目的にして、実務担当者の業務指針となるよう、管理マニュアルを作成されたい。

7. システム監査の実施について

福祉保健財団は、業務の多くが情報システムやネットワークに依存しており、福祉保健財団が保有する情報資産の機密性や安全性を維持するためには、情報セキュリティ対策を実施する必要がある。情報セキュリティ対策が適切に整備・運用されているかを監査・点検し、状況に応じて改善を図ることは、セキュリティレベルを向上させるために不可欠である。
ここで、福祉保健財団が利用しているシステムと情報の種別は、表 D1-7-1 のとおりである。

表 D1-7-1 福祉保健財団が利用している情報システム一覧

システム名称	情報の種別
東京都介護支援専門員試験管理システム	・受験者情報データ ・各研修の受講者管理データ
東京都介護支援専門員管理システム	・東京都登録の介護支援専門員管理データ ・研修講師依頼及び謝金支払用管理データ ・各研修の受講料収納管理データ
相談記録管理システム	・養護者による虐待、養介護施設従事者等による虐待対応担当者（相談者）基本情報及び相談記録情報 ・相談者の研修受講履歴情報
子育て支援員研修管理システム	・研修応募者情報 ・受講決定者情報 ・受講決定者の受講履歴情報等
たんの吸引研修事業及び登録受付等事業用システム	・たん吸引研修受講者情報（不特定の者及び特定の者研修） ・従事者認定及び事業者登録情報
生活サポート特別貸付ソフトウェア事業 業債権等管理システム	・「生活サポート特別貸付事業」（平成23年度で貸付終了）の債権管理及び借受人に対する生活就労支援の記録等
新メールアドレスシステム	・施設活用事業におけるメールアドレス 利用者情報（登録・利用状況）
教室予約システム	・教室予約情報（予約教室、予約月日、所属、担当者、連絡先、登録状況）
福祉情報総合ネットワークシステム	・福祉事業者情報 ・第三者評価情報

東京都介護サービス情報の公表制度事務処理支援システム	・事業所データ
東京都心身障害者扶養共済システム	・障害者データ（氏名、住所、障害の種類、金融機関口座等）
東京都内のサービス付き高齢者向け住宅検索	・東京都内のサービス付き高齢者向け住宅の登録情報
貸付事業管理システム	・貸付先事業者情報 ・担保・抵当権設定情報 ・債権償還実績 ・利子補給費交付情報
利用者負担金回収システム	・障害者施設利用者の利用者負担金情報
サービス推進費補助金交付システム	・サービス推進費に係る福祉施設情報
介護保険事業者指定情報提供システム	・介護保険法による指定事業者情報 ・介護保険法によるみなし指定医療機関情報
生活保護管理業務システム	・生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定医療機関情報 ・生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定施設者情報
財務会計システム	・口座情報 ・財務会計システムバックアップデータ (福祉保健財団作成資料に基づき監査人が作成)

福祉保健財団の情報セキュリティ基本方針の第8条においても、「情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的及び必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する」と規定されている。また、情報セキュリティ対策基準2.8において、情報セキュリティ監査等及び自己点検について規定がされている。

さらに、平成29年度内部監査報告書において、「システム監査についても対象システムを検討の上、今年度中に実施されたい」との報告がある。

この点、福祉保健財団に、監査の実施状況をヒアリングしたところ、「毎年度対象システムを選定して実施することを定めていたが、対象システムの調整等に時間を要してできなかったことや、他業務の繁忙と重なったことから、検討・実施を行うことができなかった。平成30年度上半期に、システム監査の方法について検討を行い、今年度中に実施を予定」との説明を受けた。

前述のとおり、福祉保健財団は、重要な情報資産を多数保有しており、情報セキュリティポリシーで定めた事項が組織全体で適切に実行されるように、適時に監査する必要がある。

(指摘 3-7) 情報セキュリティ監査の実施について

福祉保健財団は、監査対象システムの調整等に時間を要したことや、他業務の繁忙と重なったことから、情報セキュリティ基本方針に定められている情報セキュリティ監査を平成29年度において実施していない。

福祉保健財団が保有する情報資産の重要性は極めて高いことから、情報セキュリティポリシーが適切に遵守されているかを確認することは、情報セキュリティ対策の中でも重要な手続の一つである。福祉保健財団は、情報セキュリティ監査を、平成30年度から実施することであるため、着実に実施されたい。

8. 評議員会について

評議員会とは、評議員により構成される財団法人の最高の決議機関である。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法」という。）に規定される事項及び定款で定めた事項のみ決議することができる。具体的には、以下の事項が定められている。

- ・理事及び監事並びに会計監査人の選任・解任
- ・理事及び監事の報酬等の額
- ・評議員に対する報酬等の支給の基準
- ・貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ・定款の変更
- ・残余財産の処分
- ・基本財産の処分又は除外の承認
- ・その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

評議員は、財団法人とは委任関係にある。民法の委任に関する規定に従い、善管注意義務（＝善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務）を負っている。

評議員は、法令で明文化されていないが、評議員会への出席義務がある。評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行われる（一般法第189条）。

平成29年度の評議員会は、第1回定時評議員会を平成29年6月、第2回定時評議員会を平成30年3月に開催している。原則的には、評議員は評議員会に出席することが求められるが、各回の出席者数は、表D1-8-1のとおりである。

表D1-8-1 評議員会への評議員の出席状況

	第1回	第2回
出席評議員	8名	10名
欠席評議員	5名	3名
合計	13名	13名

(平成29年度第1回、第2回定時評議員会議事録より監査人が作成)

第1回及び第2回の出席評議員数は、それぞれ8名、10名であり、定足数である全評議員の過半数は満たしている。しかし、1名だけ、2回とも欠席している評議員がいる。

各評議員はそれぞれ選任理由を有しており、原則として、評議員会への積極的な参加が求められる。公益財団法人東京都福祉保健財団評議員会規程上、書面決議が定められていないことから、各評議員が意思表明するためには、評議員会に出席することが必要である。全ての評議員会に出席していないということは、財団法人の重要な事項の決定に対して、評議員として意思表示をしていないことになるため、評議員の善管注意義務を果たすためにも、評議員会に出席できる者を選任するか、開催日時の工夫をすることで、評議員会に出席を求める必要がある。

なお、全評議員に対して議案を事前送付しているものの、評議員会に欠席した評議員に対しては議事の事後的な報告にとどめており、意見までは聴取していない。福祉保健財団の正式な意思決定には反映されていなくとも、次善的な対応として、欠席評議員からの意見聴取を検討されることが望まれる。

次に、評議員会の議事内容の確認のために、議事録の確認をした。

議事録を作成する目的は、一般的に以下のようなものがある。

- ・ 会議出席者の備忘録
- ・ 会議出席者以外との情報共有
- ・ 会議の決定事項の明確化・証明
- ・ 議決プロセスが適正であることの証明

評議員会は、財団法人において最高の決議機関であることから、評議員会で決議された事項や討論の内容を事後的に確認できるようにすることは、重要であると考えられる。なお、評議員会の議事は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成することが法定されている。

平成 29 年度の定時評議員会議事録を閲覧すると、各回の議案は表 D1-8-2 のとおりであった。

表 D1-8-2 評議員会の議案

第 1 回	
第 1 号議案	平成 28 年度事業報告及び決算報告について
第 2 号議案	評議員選定委員会委員の選任について
報告事項 1	中期経営方針について
報告事項 2	評議員選定委員会の選定結果について
第 2 回	
第 1 号議案	平成 29 年度予算の補正 (専決処理) 及び流用 (専決処理) について

第 2 号議案	平成 30 年度事業計画及び予算について
第 3 号議案	公益財団法人東京都福祉保健財団の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正について
第 4 号議案	常勤役員の報酬額について
第 5 号議案	評議員選定委員会委員の選任について
報告事項 1	平成 29 年度第 2 回評議員選定委員会の選定結果について
報告事項 2	中期経営方針の実施計画について

(平成 29 年度第 1 回、第 2 回定時評議員会議事録より監査人が作成)

多くの議案について意見はなく、全員承認により可決している。その中で意見が述べられたものは、第 1 回第 2 号議案、第 1 回報告事項 1、第 2 回第 1 号議案、第 2 回第 2 号議案、第 2 回第 5 号議案、第 2 回報告事項 2 である。

平成 29 年度第 1 回評議員会の議事録の記載内容は、「〇〇評議員から中期経営方針の対象期間及び環境分析について質問があったため、理事長が説明を行った。」と記述されているにとどまっている。評議員会で決議された事項や討論の内容を事後的に確認できるようにすることは、重要であると考えられる。前述の記述では、具体的な質疑内容が不明瞭である。会議出席者以外との情報共有、会議の決定事項の明確化及び証明、議決プロセスが適正であることの証明のために、討議内容を具体的に記載することが望ましいと考える。

(意見 3-5) 評議員会について

平成 29 年度の公益財団法人東京都福祉保健財団評議員会の第 1 回及び第 2 回の出席評議員数は、それぞれ 8 名、10 名であり、定足数である全評議員の過半数は満たしている。しかし、1 名だけ、2 回とも欠席している評議員がいる。

各評議員はそれぞれ選任理由を有しており、原則として評議員会への積極的な参加が求められる。公益財団法人東京都福祉保健財団評議員会規程上、書面決議が定められていないことから、各評議員が意思表明するためには、評議員会に出席することが必要である。全ての評議員会に出席していないということは、財団法人の重要な事項の決定に対して、評議員として意思表示をしていないことになるため、評議員の善管注意義務を果たすためにも、福祉保健財団は、評議員会に出席できる者を選任するか、開催日時の工夫をすることで評議員会に出席を求められたい。

なお、全評議員に対して議案を事前送付しているものの、評議員会に欠席した評議員に対しては議事の事後的な報告にとどめており、意見までは聴取していない。福祉保健財団の正式な意思決定には反映されていなくとも、次善的な対応として、福祉保健財団は、欠席評議員からの意見聴取を検討されたい。

また、平成 29 年度第 1 回評議員会の議事録の記載内容は、「〇〇評議員から中期経営方針の対象期間及び環境分析について質問があったため、理事長が説明を行った。」と記述されているにとどまっている。評議員会で決議された事項や討論の内容を事後的に確認できるようにすることは、重要であると考えられる。前述の記述では、具体的な質疑内容が不明瞭である。福祉保健財団は、会議出席者以外との情報共有、会議の決定事項の明確化及び証明、議決プロセスが適正であることの証明のために、討議内容を具体的に記載することを検討されたい。

II 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

1. 病院事業の財務状況改善に向けた取組について

(1) 病院事業の財務状況について

少子高齢化の進展、及びそれに伴う社会保障費に占める医療費の増大を背景とした、医療保険制度における診療報酬の改定等に基づく医療費の抑制圧力が継続する中、各病院においては、コストマネジメントによる病院経営の効率化を行い、財務体質を強化することが必要不可欠な環境下にある。

表 D2-1-1 は、健康長寿医療センターの財務状況の推移である。これを見ると、健康長寿医療センターの営業収益の約 2 割に相当する、毎年 30 億円近くの運営費負担金が、病院事業に係る経費のうち、行政的医療又は不採算医療に係る経費として、都から交付されている。しかし、当該収入を加えても、健康長寿医療センターは毎年赤字を計上している状況にあり、安定的な事業運営を図るためには、財務状況の改善に向けた継続的かつ具体的な取組が急務である。

そこで、健康長寿医療センターの現状の取組について、確認を行うこととした。

表 D2-1-1 健康長寿医療センターの財務状況の推移

(単位：円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(法人全体)			
当期総損益	▲501,098,882	▲86,235,676	68,307,261 (※)
繰越欠損金	▲499,410,646	▲585,646,322	▲517,339,061
(病院事業)			
営業収益	12,710,417,236	13,101,158,665	13,371,384,984
運営費負担金受入額	2,353,677,000	2,852,670,000	2,802,900,000
運営費負担金収益	2,353,677,000	2,852,670,000	2,802,900,000

(健康長寿医療センター財務諸表より引用)

※ うち、運営費交付金精算収益化額 810,077,628 円が含まれている。これは、中期計画最終年度における精算額である。